

平成 2 5 年

第 1 回市議会定例会 議案第 7 5 号

函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理  
に関する条例の制定について

函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関する  
条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理  
に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項および第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(公共下水道の構造の基準)

第 3 条 法第 7 条第 2 項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第 7 条までに定めるところによる。

(排水施設および処理施設に共通する構造の基準)

第 4 条 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）および処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水および地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下

に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理規程で定めるものを除く。）にあっては、覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止し、および人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、または腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除および処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手とうの設置その他の公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第5条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径および排水渠きよの断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向または勾配が著しく変化する箇所箇所その他管渠の清掃上必要な箇所箇所にあっては、マンホールを設けること。

(5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきますまたはマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の基準）

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気，排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第7条 前3条の規定は，次に掲げる公共下水道については，適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道  
（終末処理場の維持管理）

第8条 法第21条第2項に規定する終末処理場の維持管理は，次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは，活性汚泥の解体または膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池または沈殿池の泥ために砂，汚泥等が満ちたときは，速やかにこれを除去すること。

(3) 急速ろ過法によるときは，ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに，ろ材が流出しないように水量または水圧を調節すること。

(4) 前3号のほか，施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気が発散および蚊，はえ等の発生の防止に努めるとともに，構内の清潔を保持すること。

(6) 前号のほか，汚泥処理施設には，汚泥の処理に伴う排気，排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成18年4月1日前から引き続き存する排水施設および処理施設であって、第4条第5号の規定に適合しないものについては、同号の規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に改築（災害復旧として行われるものおよび公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域または区間については、この限りでない。

(函館市下水道条例の一部改正)

第3条 函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その他の法令で」を「その他別に」に改める。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるため

函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理  
に関する条例施行規程大綱

生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設および処理施設について